



イ 緑豊かなまちづくり

- 「広域緑地計画」に基づき、都市開発の進展が見られる地域や、市街地と優れた自然が接する地域において、土地利用の規制や地域制緑地^{*1}の指定、施設緑化の整備など、効果的な緑地の保全や配置を行い、自然環境の保全と都市環境形成の調和を図ります。
- 景観に配慮しつつ身近な緑を創出するため、公共施設等の緑化を推進するとともに、適切な管理に努めます。
- 都市内の貴重な空間である道路等について、歩行者や沿道に暮らす人々にとっても快適なものとするため、地域の気候・風土に合った街路樹等による道路緑化を図るとともに、樹形を生かした管理に努めます。
- 開発許可制度の運用により、無秩序な市街地の拡大の防止や開発行為における緑地の一部保全・回復など、開発行為との調整を通して緑地への配慮を行います。
- 多様な緑についての情報の発信に努めるとともに、緑に対する県民意識の高揚を図るため、緑化活動や緑に関するボランティアなどへの参加・協力を促す啓発活動等を推進します。
- 緑地協定の活用により、緑地の保全や施設緑化への指導を推進します。

(※1) 地域制緑地：風致地区制度（風致の維持に支障のない範囲で一定の開発を許容しつつ樹林地等緑地の保全を図る制度）や、市民緑地制度（土地の所有者の意向を踏まえた緑地の保全・創造に資する制度）、緑地協定制、地区計画制度等のこと。